

第2 広域化する組織犯罪への対処（組対）

1 水際対策の推進（組対）

- (1) 関係機関と連携した密輸入対策等の推進（組対）
 - ア 盗難自動車等の不正輸出の防止（捜一・刑企・情管・地域）
 - イ 薬物・銃器の密輸入に対する監視取締り及び情報収集の強化（組対）
 - ウ 税関等の国内関係機関、民間との情報交換の強化（組対）
 - エ 都道府県警察相互間の情報共有及び分析（組対）
- (2) 関係機関等との連携による沿岸警戒の強化（備一）
 - ア 沿岸住民、漁業・港湾関係者等からの情報収集（備一・地域）
 - イ 機動警察力の総合的運用の強化（地域・通指）

2 犯罪収益対策の強化（組対）

- (1) マネー・ローンダリング対策等の推進（組対）
 - ア マネー・ローンダリング事犯に対する取締りの強化（組対）
 - イ 疑わしい取引に関する情報分析能力の強化（組対）
- (2) 犯罪組織からの収益の剥奪・収益ルートの遮断（組対）
 - ア 犯罪による収益の追跡・剥奪の推進（組対）
 - イ 税務当局等関係機関との連携強化及び各種法令に基づく課税・没収・追徴等の活用推進（組対）

3 暴力団対策等の強化（組対）

- (1) 暴力団の実態解明の推進（組対）
 - ア 暴力団等組織犯罪情報の集約・分析（組対）
 - イ 情報官制度等による暴力団等組織犯罪情報の相互活用の推進（組対）
 - ウ 多角的な実態把握活動の推進（地域）
- (2) 暴力団の社会からの孤立化の推進（組対）
 - ア 三重県暴力団排除条例に基づく暴力団排除に係る総合的施策の推進（組対）
 - イ 各種業、各種取引における暴力団排除（組対）
 - ウ 行政対象暴力対策の推進（組対）
 - エ 住民ニーズの把握と各種団体との連携（地域）
- (3) 暴力団に対する資金源対策の強化（組対）
 - ア 税務当局等関係機関との連携強化及び各種法令に基づく課税・没収・追徴等の活用推進（組対）
 - イ 暴力団共生者の実態解明及び取締りの強化（組対）
 - ウ 暴力団関係事件による被害回復の支援活動の推進（組対）
- (4) 暴力団に対する取締りの強化（組対）
 - ア 弘道会に対する取締り強化（組対）
 - イ 組織的犯罪処罰法を含むあらゆる法令及び捜査手法を駆使した取締りの強化（組対）
 - ウ 街頭活動と取締りの強化（地域）
- (5) 暴力団への加入防止と暴力団からの離脱促進のための取組の強化（組対）
 - ア 暴力団対策法を始めとする法令の積極的な活用（組対）
 - イ 離脱者に対する就労支援の強化（組対）

4 薬物対策等の強化（組対）

- (1) 薬物犯罪に対する取締りの強化（組対）
 - ア 薬物犯罪組織の実態解明の推進及び密輸・密売組織の壊滅に向けた取組の強化（組対）
 - イ 通信傍受、コントロールド・デリバリー等の高度な捜査手法の活用（組対）
 - ウ 末端乱用者等の徹底検挙（組対）
 - エ 街頭活動と取締りの強化（地域）
- (2) 薬物乱用防止に向けた取組の推進（組対）
 - ア 学校・教育委員会等と連携した薬物乱用防止教室の推進（少年・組対）
 - イ 麻薬・覚せい剤乱用防止センター等と連携した薬物乱用防止教育認定講師養成への支援（組対）

5 銃器対策等の強化（組対）

- (1) 銃器犯罪に対する取締りの強化（組対）
 - ア 犯罪組織による銃器管理の実態解明と銃器の摘発（組対）
 - イ 通信傍受、クリーン・コントロールド・デリバリー等の高度な捜査手法の活用（組対）
 - ウ 街頭活動と取締りの強化（地域）
- (2) 危険物等関係事犯取締りの強化（生環）
 - ア 銃砲刀剣類関係事犯取締りの強化（生環）
 - イ 火薬類関係事犯取締りの強化（生環）
 - ウ 狩猟関係事犯取締りの強化（生環）
 - エ その他危険物関係事犯取締りの強化（生環）
 - オ 適正な銃砲刀剣類及び火薬類行政の推進（生企）
- (3) 広報啓発活動の推進（組対）
 - ア 古式銃、軍用拳銃、違法なモデルガン等を発見・押収するための広報活動の推進（組対）
 - イ けん銃110番報奨制度に関する広報活動の推進（組対）

6 犯罪のグローバル化・犯罪インフラ対策の強化（組対）

- (1) 部門横断的な取組の推進（組対）
 - ア 犯罪のグローバル化・犯罪インフラ対策室等の多角的な運用（組対・国捜）
- (2) 国際組織犯罪対策の強化（国捜）
 - ア 犯罪インフラ事犯の摘発など組織犯罪対策の推進（国捜）
 - イ 犯罪行為を支援している人的かつ資金的ネットワークやインフラの解体（国捜）
 - ウ ヤード等盗難車両の不正輸出防止対策の推進（国捜）
 - エ 国際組織犯罪に対する捜査体制の整備（国捜）
 - オ 不法滞在者の摘発強化と不法入国等及びこれらを助長する犯罪等取締りの強化（備一・国捜）
 - カ 人身取引事犯対策の推進（生環・国捜・備一・組対）
- (3) 情報の収集・共有及び分析能力の強化（組対）
 - ア 実態解明班による情報収集等の推進（国捜）
 - イ 組対システムの効果的活用による情報分析等の強化（組対・国捜）
- (4) 外国人集住地域総合対策の推進（国捜）
 - ア 関係行政機関等との協調（国捜）
 - イ 実態把握の推進（国捜）
 - ウ 多角的な実態把握活動の推進（地域）
- (5) 犯罪インフラ事犯に対する取締りの強化（組対）
 - ア 犯罪インフラ事犯・犯罪インフラ利用事犯の取締りの強化（組対）
- (6) 犯罪インフラを生まないための環境づくりの推進（組対）
 - ア 関係行政機関・事業者等との連携（組対）
 - イ 県民の協力を得るための活動の推進（組対）

7 組織的に敢行される各種事犯への対策（刑企）

- (1) 広域犯罪捜査力の強化（捜一）
 - ア 積極的な合同・共同捜査の推進（捜一等）
 - イ 西東海広域捜査隊の効果的な活用（機捜）
 - ウ 広域的に敢行されるカード犯罪、通貨偽造犯罪等犯罪の検挙（捜二）
- (2) 環境犯罪取締りの強化（生環）
 - ア 廃棄物関係事犯取締りの強化（生環）
 - イ 公害関係事犯取締りの強化（生環）
 - ウ 住民ニーズの把握と各種団体との連携（地域）
 - エ 多角的な実態把握活動の推進（地域）
- (3) 風俗・雇用関係事犯等取締りの強化（生環）
 - ア 違法風俗店等取締りの強化（生環）
 - イ 売春関係事犯取締りの強化（生環）
 - ウ 外国人労働者に係る雇用関係事犯取締りの強化（生環）
 - エ 適正な風俗営業行政の推進（再掲）（生企）
 - オ 多角的な実態把握活動の推進（地域）
- (4) 知能犯捜査力の強化（捜二）
 - ア 構造的不正の追及の強化（捜二）
 - イ 構造的知能暴力事件に対する総合的な取組の推進（捜二・組対）

第2 広域化する組織犯罪への対処

課題目標（主指標）：暴力団検挙人員							
	(現状値・H21年)	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
目標値	246人	350人	280人	280人	280人	280人	280人

施策目標（副指標）：薬物乱用防止教室の開催回数							
	(現状値・H21年)	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
目標値	(193回)	220回	220回	220回	220回	220回	220回

平成23年12月時点修正

課題目標として掲げている「暴力団検挙人員」について、暴力団勢力が減少している実態に加え、平成22年中の暴力団勢力に占める検挙人員の割合及び暴力団検挙人員、県内における過去10年の平均検挙人員等を総合的に勘案し、目標数値を変更した。

1 水際対策の推進

(1) 関係機関と連携した密輸入対策等の推進

ア 盗難自動車等の不正輸出の防止

最近の自動車盗は、単に車を乗り回すことのみが目的ではなく、売却利益を目的とした窃盗組織によるものが多く、この組織的な自動車盗は、暴力団員や来日外国人グループ等により、主に高級自動車を対象として敢行されている。これらの盗難自動車は、国内にとどまらず、外国人バイヤー等を介して、アジア、アフリカ等に中古車として輸出されて売却されたり、窃盗団のアジト等で盗難自動車を解体して外国船に荷積みし、国外に持ち出すケースが多く見受けられる。

【現状と課題】

周囲を鉄壁等で囲まれ、自動車等の解体、コンテナ詰め等の作業に使用されていると認められる「ヤード」（注）と呼ばれる作業所等の施設が各地に点在している。

その一部には、盗難自動車等の解体・不正輸出のための作業場として機能し、犯罪の温床となっている状況が見られることなどから、このまま放置すれば新たな治安上の脅威になることが懸念され、各種対策の推進が求められている。

（注） 周囲が鉄壁等で囲まれた作業所等であって、海外への輸出等を目的として、自動車の解体、コンテナ詰め等の作業のために使用していると認められる施設をいう。

【推進方針】

税関・港湾関係者等の不正輸出情報の交換・共有などの連携強化に努め、ヤード等に関する情報収集活動を強化することにより、その実態を解明し、関連する違法行為の取締りを徹底するなどの対策を推進し、盗難自動車等の不正輸出の防止を図っていく。

イ 薬物・銃器の密輸入に対する監視取締り及び情報収集の強化

【現状と課題】

薬物・銃器の密輸の手口は、漁船等の小型船舶を利用した「瀬取り」といわれる海上取引により敢行される場合が多いことから、関連情報を収集し、監視及び取締りに努めている。

密輸事犯の検挙を図るため、この種事案の取締りの重要性を積極的に広報し、関心度を高めることにより、有力な情報を得て、検挙につなげる必要がある。

【推進方針】

関係機関と連携して密輸関連情報を収集し、情報を共有化して分析を行うことにより、密輸組織の実態を解明し、薬物・銃器密輸事犯を検挙するとともに、監視体制を強化して、水際での阻止を図っていく。

ウ 税関等の国内関係機関、民間との情報交換の強化

【現状と課題】

税関・海上保安庁等の関係機関と定期的に連絡会議等を開催し、情報の交換・共有化を図り共同捜査を実施しているが、本県は、約1,000キロメートルに及ぶ海岸線を有していることから、漁業関係者等からの通報体制を強化するとともに、関係機関との連携強化を図り、情報を共有して的確な分析をする必要がある。

【推進方針】

本県においては税関、海上保安庁等の関係機関により「三重県薬物・銃器取締り機関連絡協議会」を結成し、密輸事犯等の情報の交換・共有化を図っているが、今後、関係機関との連携を更に強化して、個々の機関の特性を活かすとともに総合力を発揮した取締り体制を構築していく必要がある。

また、漁業関係者等との連絡協議会の構築や、ボランティア団体との連携等を通じて密輸関連の情報提供を求めるなど、通報体制の確立を図り、その活用にも努める必要がある。

エ 都道府県警察相互間の情報共有及び分析

【現状と課題】

薬物・拳銃事犯に関する情報収集と情報の共有化を図っているところであるが、合同・共同捜査を積極的に推進するなどし、犯罪組織の広域・巧妙化に対処する必要がある。

【推進方針】

各都道府県警察相互の連携を更に強化し、積極的な合同・共同捜査を推進していくとともに、密輸事犯情報の共有化及び分析能力の向上を図る。

(2) 関係機関等との連携による沿岸警戒の強化

本県は、約1,000キロに及ぶ海岸線を有しており、過去には、漁船、コンテナ船を利用した密入国事案等が発生していることから、港湾関係者、沿岸住民、漁業関係者等との連携を図りながら、沿岸対策を推進していく必要がある。

ア 沿岸住民、漁業、港湾関係者等からの情報収集

【現状と課題】

集団密入国事件は減少傾向にあるものの、今後も発生が懸念されることから、

海上保安庁・税関等関係機関との連携強化を図るとともに、発生が予想される沿岸地域を重点に、沿岸住民等に対して不審情報提供等の協力要請を行うなど、不審情報の早期把握に努めているが、一層の連携強化が必要である。

《県内における主な密入国事件》

- ・ 平成4年11月20日 ～ 志摩市片田地内(中国人67人)
- ・ 平成9年2月9日 ～ 尾鷲市三木浦港(中国人1人)
- ・ 平成13年11月20日 ～ 四日市港霞埠頭(中国人7人)
- ・ 平成17年1月6日 ～ 四日市港霞埠頭(中国人5人)

【推進方針】

沿岸住民、漁業関係者等に対する情報提供等を通じ、密入国事案に対する関心を高め、警戒体制の強化を図る。

イ 機動警察力の総合的運用の強化

【現状と課題】

警察本部及び警察署に配備されたパトカーと交番・駐在所の警察官が連携したパトロール、警察用航空機及び警察用船舶の機動力を活かしたパトロール等被疑者の発見・検挙活動を推進している。

しかし、刻々と変化する治安情勢に的確に対処するため、警察が保有する機動力の総合的かつ効果的な運用をより推進していく必要がある。

【推進方針】

広域化・スピード化する警察事象に迅速・的確に対応するために、車両等の計画的な整備及び通信指令システムの高度化を図るとともに、港湾関係機関・民間企業等との連携を強化して、これら機関等との合同による実戦的訓練等を実施し、不法事案の未然防止、不審物件発見時の通報への対応等の事案対応能力の強化を図る。

2 犯罪収益対策の強化

犯罪収益は、犯罪組織が新たな犯罪を敢行するための資金となるほか、組織の維持・強化に充当されている。

このため、犯罪組織を壊滅するためには、こうした犯罪収益の移転防止を始め、収益を剥奪し、収益ルートの遮断を図るための対策を強化する必要がある。

(1) マネー・ローンダリング対策等の推進

ア マネー・ローンダリング事犯に対する取締りの強化

【現状と課題】

犯罪組織の壊滅を図るためには、犯罪収益の剥奪や収益ルートの遮断が必要である。

このため、マネー・ローンダリング事犯捜査に関する教養を充実させるとともに、関連情報の収集、分析及び効果的な活用を図っていく必要がある。

【推進方針】

捜査員に対するマネー・ローンダリングに関する教養を充実させるほか、詐欺罪、金融犯罪等の前提犯罪となる捜査を開始した早期の段階から、捜査主任官において、マネー・ローンダリングに着目した検討を行う。

イ 疑わしい取引に関する情報分析能力の強化

【現状と課題】

犯罪組織は、その活動実態を不透明化させるとともに、資金獲得のための活動を活発に行っている。こうした情勢の下、疑わしい取引情報の届出件数は、年々増加している。

こうした情勢に対応するため、平成20年4月、組織犯罪対策課に指導解明係を新設し、関連情報の分析・解明に当たっているが、担当者の情報分析能力の高度化及び情報を効果的に活用するための工夫が必要である。

【推進方針】

疑わしい取引情報を効果的に活用するため、指導解明係の分析・解明能力の向上を図るほか、分析資料の作成及び提供方法等について改善していく。

(2) 犯罪組織からの収益の剥奪・収益ルートの遮断

ア 犯罪による収益の追跡・剥奪の推進

【現状と課題】

犯罪組織からの収益を剥奪し、収益ルートを遮断するため、関連情報の収集に取り組んでいるが、犯罪組織の不透明化や警察対策の強化などにより、関連情報の収集が困難となっている。このため、情報収集方策の見直しや分析能力の向上を図っていく必要がある。

【推進方針】

捜査員に対する犯罪収益に関する教養を充実させるとともに、捜査技法の研さんを図るなどして、現状に即した捜査を推進し、犯罪収益の剥奪及び収益ルートを遮断するための対策を強化する。

イ 税務当局等関係機関との連携強化及び各種法令に基づく課税・没収・追徴等の活用推進

【現状と課題】

組織の壊滅・弱体化を図るため、法令に基づく課税・没収・追徴等の措置を念頭に置き、資産や犯罪収益等の解明に当たり、税務当局と連携を図っている。

今後は、関係機関との連携の質的な向上と、各種法令に関する捜査員の捜査能力の向上が必要である。

《検挙事例》

平成17年7月から平成19年11月までの間、不特定多数の者から依頼を受け本邦からインドネシア共和国に対して送金するなど、内閣総理大臣の免許を受けず、業として無免許で為替取引を行い、銀行業を営んだインドネシア国籍の被疑者を平成20年1月、銀行法違反で逮捕し、判明した収益を課税通報した。

【推進方針】

捜査員及び担当者の課税通報に関する教養を充実させるとともに、税務当局との一層の連携を図っていく。

また、基礎捜査を徹底し、資金の流れの全容を把握するとともに、関係法令の研さんに努め、起訴前の没収保全命令を活用するなど、幅広い視野で積極的に法令を適用し、犯罪収益の剥奪を推進する。

3 暴力団対策等の強化

(1) 暴力団の実態解明の推進

暴力団は、警察対策の強化を図るなど、その組織実態を不透明化させている。

こうした情勢の中、暴力団対策を強化するためには、的確かつ効率的な暴力団対策を推進し、暴力団の動向はもとより、その組織実態、存立基盤等、総合的な実態解明を図る必要がある。

ア 暴力団等組織犯罪情報の集約・分析

【現状と課題】

暴力団の組織実態の不透明化とともに、資金獲得活動の巧妙化・活発化が顕著である。暴力団対策を強化していくためには、組織実態のほか暴力団と共存する暴力団共生者の実態の解明を図り、資金源を遮断する対策が必要である。

【推進方針】

被疑者取調べや捜索等における関連情報の収集方策と分析を工夫していくとともに、地域部門を始めとする他部門による暴力団の情報の収集と実態解明を推進し、解明結果の資料化と当該資料の迅速な還元により、情報の効果的な活用を図っていく。

イ 情報官制度等による暴力団等組織犯罪情報の相互活用の推進

【現状と課題】

総括情報官及び各部門の情報担当者による情報官会議を定期的で開催するなど、組織犯罪情報の共有と相互活動の推進を図っているところであるが、暴力団等は、警察対策を強化するなど、その活動を不透明化させ、組織犯罪情報の収集が困難となっている。

【推進方針】

組織犯罪対策部門はもとより、各部門が入手した情報を的確に分析し、相互活用していくため、関連情報の分析に関し、担当者の分析能力の向上と、情報が効果的に活用されるための工夫を図る。

ウ 多角的な実態把握活動の推進

【現状と課題】

暴力団は、組織の実態を隠蔽しながら各種事業活動に進出し、資金獲得活動も巧妙化・不透明化が進んでいることから、巡回連絡を通じた地域の実態把握、住民の意見、要望等の聴取によるほか、パトロール等あらゆる活動を通じて、実態解明を推進する必要がある。

【推進方針】

巡回連絡やパトロール活動を通じた情報収集、暴力団事務所、構成員等居住地周辺の住民からの意見、要望の把握に努めるとともに、パトロール、取締り等を通じて多角的な実態把握を推進し、組織犯罪対策課と暴力団に関する情報の共有を図る。

(2) 暴力団の社会からの孤立化の推進

円滑な社会経済活動を確保するために、暴力団員による不当な行為を防止し、また、経済活動から暴力団を排除することが必要である。

そのためには、これまでの「警察対暴力団」という構図を「社会対暴力団」という構図に発展させ、暴力団の社会からの孤立化を図ることが重要である。

ア 三重県暴力団排除条例に基づく暴力団排除に係る総合的施策の推進

【現状と課題】

県民の安全で平穏な生活を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与し、「社会対暴力団」という構図を構築するために制定された「三重県暴力団排除条例（平成23年4月1日施行。以下「暴排条例」という。）」は、県民や事業者にもその内容を広め、市・町と共に条例の効果を十分に発揮させてこそ、初めて、その実効が得られるものである。

したがって、あらゆる機会を利用し、創意工夫を凝らした広報啓発活動を積極的に推進するとともに、市町との連携を強化する必要がある。

【推進方針】

「三重県暴力団排除対策推進検討会議」、「暴力団排除に関する連携・協力のあり方検討会議」を効果的に運用するなどして、県民及び事業者に対する暴排条例の周知徹底を図る。

また、暴力団に利益を供与している事業者に対しては、暴排条例の規定を確実に適用するとともに、暴力団との関係遮断に向けた自主的な取組を促進する。

イ 各種業・各種取引における暴力団排除

【現状と課題】

暴力団は、組織実態、活動実態を不透明化させており、各種業・各種取引をその資金源としている。

このため、関連情報の収集・分析により、各種業・各種取引における暴力団の関与実態を解明する必要があり、情報の収集・分析能力の向上が不可欠となっている。

【推進方針】

暴力団の資金源を遮断するため、関係機関と連携を一層深め、各種業からの暴力団排除活動を推進していく。

三重県弁護士会、公益財団法人暴力追放三重県民センター（以下「暴追センター」という。）と連携して、平成19年6月に法務省が示した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」の普及に努めているところであり、各種取引の契約約款等への暴力団排除条項の導入を働き掛けていく。

ウ 行政対象暴力対策の推進

【現状と課題】

暴力団を始めとする反社会的勢力による行政対象暴力に関しては、行政機関による行政対象暴力排除の重要性の認識及び不当要求等の未然防止とその対処のための体制を強化するなど、行政機関との連携を一層推進していく必要がある。

【推進方針】

暴力団対策法等各種法令を活用し、行政対象暴力に対する取締りを徹底するとともに、暴追センター及び弁護士会と緊密に連携し、不当要求防止責任者講習等を通じて、暴力団等の不当要求に対し組織的な対応をさせるための支援・指導をより一層推進する。

エ 住民ニーズの把握と各種団体との連携

【現状と課題】

地域警察官による地域住民、自治体等との連携及び地域に密着した活動を通じて、暴力団に関する住民からの情報や要望等を把握し、刑事部組織犯罪対策部門との情報共有を図るとともに、必要により、関係機関・団体等と連携した住民の保護対策を講じるなど、地域住民の不安感の解消を図る必要がある。

【推進方針】

地域住民による自主的な防犯活動を促進し、防犯意識を高めるため、巡回連絡、交番・駐在所連絡協議会、ミニ広報紙の発行等あらゆる機会を利用した情報発信活動を行うとともに、特に、暴力団事務所、関係者居住地周辺の住民からの情報、要望等を把握し、地域住民が抱える不安を解消するため、刑事部組織犯罪対策部門と連携した指導連絡、関係機関・団体との連携による保護対策等を推進する。

(3) 暴力団に対する資金源対策の強化

暴力団の活動を支えているものは資金であり、暴力団を壊滅するためには、その資金源を遮断することが最も肝要である。

しかし、暴力団は、組織実態を不透明化させるとともに、その資金源についても、覚醒剤の密売や恐喝等の違法行為のほか、組織実態を隠蔽して経済活動に介入したり、暴力団共生者を利用するなどして、資金獲得活動を巧妙化している。

ア 税務当局等関係機関との連携強化及び各種法令に基づく課税・没収・追徴等の活用推進

【現状と課題】

暴力団の資金源封圧対策の一環として、暴力団構成員の合法、非合法を問わず、あらゆる所得について適切な課税及び徴収措置をとるため、税務当局等関係機関と連携し、暴力団構成員に対する課税措置及び犯罪収益に対する没収・追徴等の措置を推進しているところである。

このため、暴力団取締りに従事する捜査員に対し、課税措置及び犯罪収益に対する没収・追徴等の措置の重要性並びに税務関係知識及び各種法令に関する教養を徹底するなど、課税措置に対する積極的な取組が必要である。

《検挙事例》

平成20年9月、暴力団幹部を含む24人を組織的な賭博事件で検挙し、犯罪収益の没収及び追徴に至った。

【推進方針】

税務当局との緊密な連携を図るほか、税務当局による捜査員に対する教養等により、暴力団取締りに従事する捜査員の捜査能力の向上を図っていく。

また、基礎捜査を徹底し、資金の流れの全容を把握するとともに、関係法令の研さんに努め、起訴前の没収保全命令を活用するなど、幅広い視野で積極的に各種法令を適用し、犯罪収益の剥奪を推進する。

イ 暴力団共生者の実態解明及び取締りの強化

【現状と課題】

暴力団は、資金を獲得するための活動を多様化させているが、その背景には、

暴力団の威力を利用し、自らも利益を得ている暴力団共生者が暗躍している。

こうした実態を踏まえ、資金源を遮断することにより、暴力団を壊滅するため、暴力団共生者の実態を解明するための情報収集とこれに基づく内偵捜査を強化していく必要がある。

【推進方針】

市民生活の安全に対し脅威を与え、又は暴力団との関係を背景に違法若しくは不当な行為を行う暴力団関係企業など、暴力団共生者に対しては、暴力団と同様に、資金獲得活動及び人的資源に対して打撃を与える取締りの徹底を図る。

特に、暴力団の資金獲得活動は、多様化、巧妙化していることから、各種事業活動に進出している暴力団員はもとより、暴力団共生者の実態を解明するための関連情報の収集と内偵捜査を推進していく。

また、暴排条例には、「暴力団等に対する利益供与の禁止」に関する条項を設けており、今後は暴排条例の活用も併せて、暴力団及びその共生者を社会経済活動から排除していく。

ウ 暴力団関係事件による被害回復の支援活動の推進

【現状と課題】

暴力団犯罪の認知件数は低下しているものの、暴力団の活動が潜在化している状況に鑑み、暴力団犯罪の被害者の掘り起こしに努めるほか、その被害実態を把握し、被害回復の支援に当たる必要がある。

【推進方針】

暴力団犯罪の被害者等の被害回復を図るため、暴追センターや弁護士会と連携した相談体制の整備や、暴力団員等を相手方とする損害賠償請求訴訟、事務所撤去訴訟等に対する支援に努める。

また、団体としての暴力団等を相手方とする損害賠償請求訴訟等の支援についても、積極的に取り組んでいく。

(4) 暴力団に対する取締りの強化

山口組の寡占化が進む中で、現状は、暴力団に対し決定的な打撃を与えるには至っていない。

このため、取締重点団体を選定するなどして、集中的かつ戦略的な取組を推進する必要がある。

《暴力団検挙人員の推移》

- ・ 平成18年 227人
- ・ 平成19年 254人
- ・ 平成20年 222人
- ・ 平成21年 246人
- ・ 平成22年 268人

ア 弘道会に対する取締り強化

【現状と課題】

全国の暴力団勢力は、山口組が全暴力団構成員の約45パーセントを占めるなど、山口組への一極集中の傾向にあり、また、山口組にあっては、弘道会が事実上、

組織を運営、支配し、年々その傾向が強まっている。

こうした情勢の下、暴力団を壊滅するためには、すなわち弘道会を壊滅することが必至であるが、警察対策の強化や組織の不透明化などにより、事件情報を始め、暴力団関連情報の入手が困難となっている。

【推進方針】

弘道会に対する取締りを強化するためには、事件情報、関連情報の収集が必要であるが、情報収集が困難となっている現状にあることから、その取締りに当たっては、これまでの捜査手法にとらわれず、事件の掘り起こしを始め、内偵捜査を中心とした戦略的な捜査を推進していく。

イ 組織的犯罪処罰法を含むあらゆる法令及び捜査手法を駆使した取締りの強化

【現状と課題】

暴力団は、その活動実態の不透明化を図るとともに、資金獲得活動を巧妙化させている。

こうした中、暴力団犯罪の検挙件数が減少していることから、暴力団取締りを強化するためには、あらゆる法令を駆使した取締りや新たな捜査手法を積極的に導入していく必要がある。

【推進方針】

潜在している暴力団事件の掘り起こしに努めるほか、内偵捜査を中心とした戦略的な捜査を推進し、取締りを強化していく。

ウ 街頭活動と取締りの強化

【現状と課題】

暴力団は、その組織実態を隠蔽しながら一般社会での資金獲得活動を活発化させているほか、拳銃を使用した犯罪も後を絶たず、地域社会に大きな不安を与えていることから、積極的な街頭活動を通じ、暴力団員による違法行為を看過することなく取締り、暴力団の弱体化・孤立化を図っていく必要がある。

【推進方針】

犯罪の発生実態に応じたパトロール、駐留警戒等の街頭活動を強化するとともに、積極的な職務質問及びこれに付随する所持品検査を徹底する。

特に、暴力団構成員等の検挙罪種の多くが薬物事犯、窃盗、恐喝等を占め、資金獲得手段も巧妙化していることを念頭に、小さな違法行為も看過することなく、徹底した取締りを推進する。

(5) 暴力団への加入防止と暴力団からの離脱促進のための取組の強化

暴力団員の組織からの離脱を促進し、その社会復帰を援助するための施策は、暴力団総合対策の重要な柱の一つである。

そのため、警察や矯正施設、保護観察所、公共職業安定所、教育機関等の関係機関間の連携及びボランティアの活用等により、若者の暴力団への加入を防止するとともに、暴力団からの離脱を促進し、就労を支援するための取組を強化する。

ア 暴力団対策法を始めとする法令の積極的な活用

【現状と課題】

暴力団対策法による行政命令の発出件数は、減少傾向にあるが、不当要求行為

のほか、加入強要及び脱退妨害は依然として発生している。

このような現状において、暴力団の壊滅のために、若年層の加入防止対策を徹底し、脱退者の支援を行うなど、暴力団の勢力の枯渇化を図ることが重要である。

【推進方針】

暴力団勢力の弱体化を図るため、少年に対する加入強要及び暴力団員の脱退妨害について、端緒の入手に努め、暴力団対策法による命令の発出等の措置を確実に講じていく。

イ 離脱者に対する就労支援の強化

【現状と課題】

離脱者の雇用確保のため、暴追センターと連携し、就労支援体制を整備し、暴力団からの離脱者に対する就職斡旋活動を行っている。

これまでに、3名の就労支援を行っているが、いまだ有効に活用されているとは言えないことから、就職斡旋活動を始めとする離脱者に対する支援の一層の強化を図っていく必要がある。

【推進方針】

暴追センターとの連携の強化を図るほか、暴排条例に「暴力団からの離脱の促進」に関する条項を設けており、これに基づいて県、関係団体及び事業者等と連携して離脱の促進及び社会復帰を援助するための措置を講じていく。

4 薬物対策等の強化

(1) 薬物犯罪に対する取締りの強化

ア 薬物犯罪組織の実態解明の推進及び密輸・密売組織の壊滅に向けた取組の強化

【現状と課題】

薬物の密輸・密売事犯は、暴力団、外国人グループ等により犯罪組織が構成されており、犯行の広域化、手口の巧妙化が著しい。

薬物犯罪組織の実態解明は容易ではないことから、関係機関を含め、全国警察を挙げた取組を一層強化する必要がある。

【推進方針】

末端乱用者の検挙による突き上げ捜査、協力者からの情報収集等を推進し、暴力団及び外国人グループらによる薬物密売組織を取締りの重点対象とした計画的な内偵捜査を行うとともに、他府県警察と連携して、あらゆる手法を駆使した捜査を実施し、薬物犯罪収益を剥奪するとともに薬物密売組織の壊滅を図る。

イ 通信傍受、コントロールド・デリバリー等の高度な捜査手法の活用

【現状と課題】

通信傍受等の高度な捜査手法を活用していくためには、内偵捜査を徹底するとともに、捜査情報の的確な分析が必要であることから、捜査員の更なる能力の向上を図っていく必要がある。

【推進方針】

密売組織に対する徹底した内偵捜査により、高度な捜査手法を活用できる情報、資料の入手に努めるとともに、捜査員に対して高度な捜査手法に関する教養、装備資機材の取扱い等の訓練を、計画的に行っていく。

ウ 末端乱用者等の徹底検挙

【現状と課題】

薬物犯罪の取締りを推進していくためには、末端乱用者を徹底して検挙していく必要があるが、薬物の使用、隠匿方法が巧妙化している現状を認識し、捜査手法の工夫と捜査員の能力の向上が必要である。

【推進方針】

検挙した末端乱用者及び密売人等に対する徹底した突き上げ、掘り下げ捜査等を行い、薬物密売組織の実態を解明するとともに、解明された情報と資料をもとに末端乱用者の把握及び検挙に取り組む。また、個々の捜査員の捜査技術の向上を図り、より効果的に末端乱用者等の検挙活動を推進していく。

エ 街頭活動と取締りの強化

【現状と課題】

薬物事犯は、暴力団の資金源として若年層に浸透している状況にあることから、街頭における薬物事犯の取締りを推進する必要がある。

【推進方針】

犯罪の発生実態に応じたパトロール、駐留警戒等の街頭活動を強化するとともに、積極的な職務質問及びこれに付随する所持品検査を徹底することにより、覚醒剤、大麻、シンナー等薬物事犯の取締りを一層強化する。

(2) 薬物乱用防止に向けた取組の推進

薬物需要の削減を図るため、「第三次薬物乱用防止5か年戦略」に基づき、薬物乱用防止に係る予防・啓発活動を推進する。また、薬物依存者を抱える家族への相談体制の充実を検討するとともに、学校における薬物乱用防止教育の充実強化を図るため、薬物乱用防止教室の開催及び教職員、保護者等を対象とした薬物乱用防止の普及・啓発のためのシンポジウムや広報啓発活動を推進する。

ア 学校・教育委員会等と連携した薬物乱用防止教室の推進

【現状と課題】

過去10年間、県内における薬物乱用少年の検挙人員は、平成13年中の114人をピークに減少傾向を示しており、平成21年中の検挙人員はピーク時の約1割にまで減少した。

しかし、全国的には、中・高校生による薬物事犯が相次いで発生している状況にあり、県内の小・中・高校等の児童・生徒に対する薬物乱用防止教室を開催している。こうした取組により、児童・生徒を中心とした薬物乱用の有害性や危険性等についての理解を深め、規範意識の向上を図る必要がある。

【推進方針】

全ての中・高校における薬物乱用防止教室の開催及び薬物乱用防止キャンペーン等の広報啓発活動を推進する。

イ 麻薬・覚せい剤乱用防止センター等と連携した薬物乱用防止教育認定講師養成への支援

【現状と課題】

青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上を図るため、薬物乱用防止教室の開催の必要性が高まっていることから、講師の養成及び個々の講師の資質の向上が求められている。

【推進方針】

財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター及びライオンズクラブ国際協会と連携した薬物乱用防止教室を開催するとともに、同教室の認定講師養成のための講習の実施などの支援を引き続き推進していく。

5 銃器対策等の強化

(1) 銃器犯罪に対する取締りの強化

ア 犯罪組織による銃器管理の実態解明と銃器の摘発

【現状と課題】

暴力団の情報統制が一段と厳しくなり、その実態解明が困難となっており、暴力団が組織的に管理する銃器（以下「組織銃」という。）の摘発も低調である。

組織銃を摘発するためには、暴力団による銃器管理の実態解明につながる情報の入手が重要である。

【推進方針】

組織銃については、貸倉庫や交友者宅を隠匿場所にするなど、組織管理の手法が一層巧妙化していることから、警察組織を挙げた情報収集を推進し、得られた情報を刑事部組織犯罪対策課が一元化し、実態解明に努める。また、捜索に際しては、対象を幅広く選定し、徹底かつ綿密な捜索活動を実施し、組織銃の摘発を図る。

イ 通信傍受、クリーン・コントロールド・デリバリー等の高度な捜査手法の活用

【現状と課題】

銃器の取引については、極めて潜在性が高く、流通情報の入手が極めて困難であることから、通信傍受、クリーン・コントロールド・デリバリー等の高度な捜査手法の活用が重要であるが、こうした捜査を実施するための関連情報の収集と捜査員の能力の向上が必要である。

【推進方針】

通信傍受、クリーン・コントロールド・デリバリー等の捜査手法を活用することで、暴力団等による組織的犯罪の解明や組織中枢幹部の検挙に確実に結びつける。そのため、徹底した内偵捜査等により流通情報等を入手することで高度な捜査手法の活用を図るほか、捜査員に対して教養や装備資機材の取扱い等の訓練を計画的に行っていく。

ウ 街頭活動と取締りの強化

【現状と課題】

地域警察官は、積極的な職務質問等による検挙活動を推進するとともに、小さな違法行為も看過することなく、その態様に応じた検挙又は指導・警告等の適切な措置を講じ、社会の規範意識の向上を図る必要がある。

【推進方針】

犯罪の発生実態に応じたパトロール、駐留警戒等の街頭活動を強化するとともに、積極的な職務質問及びこれに付随する所持品検査を徹底することにより、銃器犯罪の摘発を視野に入れた取締りを一層強化していく。

特に、暴力団構成員等に対しては徹底した職務質問により、小さな違法行為も看過することなく検挙等の適切な措置を講じていく。

(2) 危険物等関係事犯取締りの強化

危険物取締りについては、関係法令や関係機関が多岐にわたり、専門的知識が必要であるなど困難を伴うものであるが、その使用方法の誤りなどにより、一度事件・事

故が発生すれば、県民の生命、身体及び財産に大きな被害が生じ、県民の日常生活の安全・安心に多大な脅威を与えることとなる。

このため、関係機関・団体等と連携し、危険物等の取締りが県民の安全・安心に直結する重要な業務であることを認識して取り組む必要がある。

なお、危険物等関係事犯の過去4年間における検挙状況は、次のとおりである。

- ・ 平成19年 ～ 39件
- ・ 平成20年 ～ 20件
- ・ 平成21年 ～ 29件
- ・ 平成22年 ～ 17件

ア 銃砲刀剣類関係事犯取締りの強化

【現状と課題】

銃砲刀剣類については、殺傷機能を有し、凶器として殺人、強盗等の各種犯罪に使用される可能性が非常に大きいため、法令による各種規制を逸脱した所持、使用、管理等がなされないよう、関係機関・団体等と連携した厳正な取締りを推進する必要がある。

《検挙事例》

平成21年3月、正当な理由がないのに、自家用普通乗用車内においてダガーナイフ（刃体の長さ約12.2センチメートル）1本を所持していた工員を銃砲刀剣類所持等取締法違反（刃物の携帯違反）で検挙した。

【推進方針】

下記の事項に配慮して、取締りを強化する。

- 広報啓発活動による違反・事故の予防
- 社団法人三重県猟友会等の関係機関・団体等との連携強化等による関連情報の早期把握
- 猟銃・刀剣類等に対する積極的な取締りの推進

イ 火薬類関係事犯取締りの強化

【現状と課題】

火薬類・猟銃用火薬類等については、その取扱いを誤れば県民の生命、身体、財産に多大な影響を及ぼすおそれがあり、また、その管理の不徹底は、盗難等により、各種犯罪に使用される可能性が非常に大きいため、法令による各種規制を逸脱した所持、使用、管理等がなされないよう、厳正な取締りを推進する必要がある。

《検挙事例》

平成21年6月、射撃場から盗んだ散弾実包等を自宅において不法に所持していた男1人を火薬類取締法違反（不法所持）で検挙した。

【推進方針】

下記の事項に配慮して、取締りを強化する。

- 広報啓発活動による違反・事故の予防
- 社団法人三重県猟友会等の関係機関・団体等との連携強化等による関連情報の早期把握
- 火薬類、猟銃用火薬類等に係る事件・事故に対する積極的な取締りの推進

ウ 狩猟関係事犯取締りの強化

【現状と課題】

自然環境保全を背景に鳥獣保護の機運が高まり、反面、鳥獣による農作物の被害が社会問題化する中、例年、狩猟者登録を受けずにわなを設置するなどの禁止猟法による狩猟や、狩猟期間中に許可に係る猟銃等の取扱いを誤って暴発させ、関係者が負傷する事案等が発生している。こうした猟銃に係る事件・事故を未然防止するため、法令による各種規制を逸脱した狩猟がなされないよう、厳正な取締りを推進する必要がある。

《検挙事例》

平成21年2月、狩猟中に安全確認義務を怠り、かつ、弾丸の到達するおそれのある人や建物に向かって銃撃をすることが禁止されているにもかかわらず、散弾銃を発射し、共猟者の顔面に被弾させて重傷を負わせた男を業務上過失傷害罪、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律違反（銃撃の制限違反）、銃砲刀剣類所持等取締法違反（発射制限違反）及び火薬類取締法違反（無許可消費）で検挙した。

【推進方針】

下記の事項に配慮して、取締りを強化する。

- 広報啓発活動による違反・事故の予防
- 社団法人三重県猟友会等の関係機関・団体等との連携強化等による関連情報の早期把握
- 狩猟に伴う事件・事故に対する積極的な取締りの推進

エ その他危険物関係事犯取締りの強化

【現状と課題】

消防危険物・高圧ガス・毒劇物・届出対象病原体等の危険物については、その取扱いを誤れば県民の生命、身体及び財産に多大な影響を及ぼすおそれがあり、また、その管理の不徹底は、盗難等により各種犯罪に使用される可能性が非常に大きいため、法令による各種規制を逸脱した使用、運搬、管理等がなされないよう、厳正な取締りを推進する必要がある。

【推進方針】

下記の事項に配慮しつつ、取締りを強化する。

- 広報啓発活動による違反・事故の予防
- 保健所等の関係機関・団体等との連携強化等による関連情報の早期把握
- その他危険物に係る事件・事故に対する積極的な取締りの推進

オ 適正な銃砲刀剣類及び火薬類行政の推進

平成19年12月に長崎県佐世保市で発生した散弾銃使用殺傷事件及び平成20年6月に東京都千代田区で発生したダガーナイフ使用による無差別殺傷事件等を受けて銃砲刀剣類所持等取締法の一部が改正され、銃砲刀剣類の所持許可の要件の厳格化、実包等の所持に関する規制の強化、銃砲刀剣類の所持者に対する監督の強化等が講じられ、厳格な銃砲刀剣類行政に取り組んでいる。

また、火薬类等危険物による事故等を防止するため、関係事業者等に対する指導

を強化している。

【現状と課題】

銃砲刀剣類の所持許可の審査については厳格に行い、不適格者の情報を入手した際には、速やかに自主返納の指導、行政処分等を行い、不適格者の排除に努めているほか、許可を受けた銃砲刀剣類の所持が適正に行われているか調査するため毎年一斉検査を行い、講習会等を通じて適正な取扱いや保管管理の徹底に努めている。

また、危険物による事故や盗難、不正流出等の防止のため、関係事業者に対する指導を行うとともに、これらの危険物の取扱場所等への立入検査を行っている。

こうした取組により、銃砲や刀剣類による事件の絶無を期していく必要がある。

なお、猟銃・空気銃の過去4年間における所持許可数の状況は、次のとおりである。

- ・ 平成19年 ～ 4,373丁 2,495人
- ・ 平成20年 ～ 4,135丁 2,367人
- ・ 平成21年 ～ 3,966丁 2,264人
- ・ 平成22年 ～ 3,686丁 2,127人

【推進方針】

厳格な銃砲刀剣類行政の推進により、銃砲や刀剣類による事件を防止するとともに、危険物取扱事業者への指導等を強化し、事故や盗難等の防止対策を徹底する。

(3) 広報啓発活動の推進

暴力団以外にも拡散傾向にある拳銃所持情勢を踏まえて、県民の銃器根絶の機運を高めるため、積極的な広報活動を推進する。

ア 古式銃、軍用拳銃、違法なモデルガン等を発見・押収するための広報活動の推進

【現状と課題】

古式銃、軍用拳銃、殺傷能力のあるモデルガン等の危険性及び違法性の広報活動を一層推進していく必要がある。

【推進方針】

軍用拳銃や違法モデルガンの写真を掲載したパンフレット「三重の薬物・銃器情勢」の配布や、各自治体の広報誌への掲載、各交番等の発行するミニ広報紙への掲載を進めるほか、インターネットのホームページを活用するなど、広報媒体の拡張を含めた広報啓発活動に努める。

イ けん銃110番報奨制度に関する広報活動の推進

【現状と課題】

平成20年5月から、事件検挙に至る有力な情報を提供した通報者に報奨金を支払う「三重県警察けん銃110番報奨制度」を推進しており、実名・匿名を問わず、提供された情報により銃器等が押収され、かつ、被疑者が検挙された場合に状況に応じて報奨金が支払われる制度で、全国共通の

0120-10-3774 (銃 みななし)

に情報提供を呼び掛けている。

また、提供された情報を有効に活用し、事件化に取り組む必要がある。

【推進方針】

制度の活用を呼びかける内容を掲載したパンフレット「三重の薬物・銃器情勢」の配布及び交番等の発行するミニ広報紙への掲載を進めるほか、自治体等の発行する広報誌への掲載及びインターネットのホームページの活用を図るなど、広報媒体の拡張を図り、県民への周知に努める。

6 犯罪のグローバル化・犯罪インフラ対策の強化

今日の国際組織犯罪は、世界的規模で活動する犯罪組織の日本への浸透、構成員の多国籍化、犯罪行為の世界的展開といった「犯罪のグローバル化」を急速に進めており、また、犯罪を助長し、又は容易にする基盤である犯罪インフラは、社会の急速な変化に応じて、グローバル化する犯罪にとどまらず、国内の組織犯罪、詐欺、窃盗、サイバー犯罪等のあらゆる犯罪分野で着々と構築され、あらゆる犯罪に利用されている。

こうした犯罪のグローバル化・犯罪インフラの存在は、治安に対する重大な脅威となっており、総合的かつ部門横断的な体制の下、国際犯罪組織のネットワークや犯罪インフラに関する実態解明を推進するとともに、取締りを徹底し、国際犯罪組織の壊滅及び犯罪インフラの解体を図る必要がある。

平成23年12月時点修正

犯罪のグローバル化が進む背景には、上記記載のとおり犯罪インフラを利用した各種犯罪を効率的に敢行している状況があり、治安に対する重大な脅威となっている。

こうした情勢を踏まえ、本県警察では、犯罪のグローバル化・犯罪インフラに対処するため、平成23年3月、必要な体制を構築して諸対策を推進していることから、上記のとおり、大項目：「犯罪のグローバル化への対応」を「犯罪のグローバル化・犯罪インフラ対策の強化」と改めるとともに、施策の組み替え等を行った。

(1) 部門横断的な取組の推進

ア 犯罪のグローバル化・犯罪インフラ対策室等の多角的な運用

【現状と課題】

国際組織犯罪は、国を越えた連携の下にあらゆる罪種に及び、犯行形態の広域性・多様性を強めている一方、犯罪インフラは、グローバル化する犯罪にとどまらず、あらゆる犯罪の分野で着々と構築され、巧妙に張り巡らされている。

こうした国際組織犯罪、犯罪インフラを壊滅・解体させるためには、三重県警察全体が部門や管轄を越えて連携を強化し、部門横断的な取組を推進することが必要である。

【推進方針】

犯罪のグローバル化・犯罪インフラに対応するための諸対策を総合的に推進することを目的に設置した「犯罪のグローバル化・犯罪インフラ対策室」等の部門横断的な体制を多角的に運用し、犯罪のグローバル化・犯罪インフラに関する情報の収集、共有及び分析を強化するとともに、あらゆる法令を駆使した取締りを徹底する。

(2) 国際組織犯罪対策の強化

ア 犯罪インフラ事犯の摘発など組織犯罪対策の推進

外国人犯罪を助長する犯罪インフラとは、不法入国・不法滞在を助長し、又は来日外国人が犯罪を繰り返し行うことを容易にする基盤のことをいう。

また、こうした犯罪インフラの構築に資する犯罪を犯罪インフラ事犯といい、地下銀行による不正な送金、偽装結婚、偽装認知、旅券・外国人登録証明書等偽造、不法就労助長等がある。

これら犯罪インフラ事犯について、積極的に端緒入手に努めるとともに、実行犯はもとより、暴力団やブローカーの存在を念頭に置いた突き上げ捜査を徹底する。

イ 犯罪行為を支援している人的かつ資金的ネットワークやインフラの解体

国際犯罪組織に関する情報の集約と活用を一層効率化させるため、その捜査を担う全ての情報を一元化し、共有化するための部門横断的な組織である対策室の機能の充実を図り、対策室に収集・共有された情報を基に、国際犯罪組織の構成員と周辺者とのつながり、資金や犯罪収益の移転状況、犯行の手段及び被害品の処分ルート等を解明し、情報相互の関連性を見いだすなど分析作業を強化することによって、その実態を把握し、これらによる違法事犯を検挙することにより、人的かつ資金的ネットワークや犯罪インフラの解体を図る。

ウ ヤード等盗難車両の不正輸出防止対策の推進

盗難車両等の解体・不正輸出の拠点、不法滞在外国人等の稼働、居住場所、薬物の使用・隠匿場所として利用されるなど、犯罪のグローバル化の温床となっていることが懸念されているヤードに対しては、犯罪インフラ対策も念頭に置きながら検挙・解体を徹底する一方、適正なヤードに対しては、関係機関と連携した防犯・行政指導等による適正の確保に努める。

また、国際犯罪組織等は、ヤード以外の外国人が関与する中古自動車販売等についても、ヤードの代替として違法行為に利用するおそれがあることから、ヤード対策と同様にその実態把握と取締りに努める。

エ 国際組織犯罪に対する捜査体制の整備

国際的な犯罪に的確に対処するため、ICPOルートや外交ルート、特に中国公安部を始めとする外国関係機関との個別協議等を通じ、国際組織犯罪に係る情報交換や国際捜査協力を積極的に推進するとともに、通訳・翻訳担当職員の早期育成と能力向上、有能な民間通訳人の確保等、国際組織犯罪対策の推進に必要な体制を整備する。

オ 不法滞在者の摘発強化と不法入国等及びこれらを助長する犯罪等取締りの強化

【現状と課題】

内偵捜査や入国管理局との合同による検挙・摘発を適時実施するとともに、不法滞在を助長する偽装結婚、不法就労助長等犯罪インフラの取締りを推進しているが、不法滞在者の分散化、居住・稼働の小口化等の傾向から、1回当たりの検挙・摘発人数は減少している状況にある。

【推進方針】

入国管理局との合同摘発、入管法第65条の活用拡大等により検挙・摘発を更に推進するとともに、不法滞在を助長する犯罪インフラに重点を指向した捜査に努める。

カ 人身取引事犯対策の推進

【現状と課題】

人身取引事犯は、重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が要求されることから、関係機関・団体等と連携し、水際での取締りや悪質な雇用主、仲介業者等の取締りを強化し、被害者の早期保護及び国内外の人身取引の実態解明を図る必要がある。

【推進方針】

各種法令違反の摘発、匿名通報ダイヤルに基づく通報、各種警察活動等を通じて人身取引事犯の早期発見及び被害者の適切な保護に努める。その際には、背後に潜在する犯罪組織の解明を視野に入れ、入国管理局等の関係機関・団体等との緊密な連携・協力を図り、人身売買罪、入管法違反、風営適正化法違反、労働基準法違反その他人身取引に関連する行為を処罰する現行法令を積極的に適用し、犯罪収益の剥奪を含め、厳正な取締りを推進する。

また、人身取引撲滅を推進するため、関係機関・団体等と協調した広報等を行い、県民等の意識啓発と協力の確保に努める。

(3) 情報の収集・共有及び分析能力の強化

ア 実態解明班による情報収集等の推進

【現状と課題】

国際犯罪組織は、世界各地に活動拠点を構築し、構成員を多国籍化させ、ネットワークを拡大・複雑化させていることから、国際犯罪組織の実態を的確に解明するためには、情報の収集、共有及び分析能力を一層強化する必要がある。

また、従来、来日外国人犯罪捜査は、罪種によって担当部門が異なり、捜査の過程で得た情報は担当部門ごとに分散して管理されることが多く、情報の組織的な活用が十分とは言えない状況も認められる。

【推進方針】

実態解明班を中心に、あらゆる警察活動を通じて、国際犯罪組織に関する基礎的な情報・資料を恒常的に収集する。

また、発生した事件の処理のみにとどまることなく、国際犯罪組織の構成、運営、活動及び資金等に関する実態を分析するとともに、被疑者の犯罪行為を直接又は間接に支援している人的又は資金的なネットワーク及び犯罪インフラを解明し、犯罪組織に有効な打撃を与え、確実に解体していく。

イ 組対システムの効果的活用による情報分析等の強化

【現状と課題】

犯行形態の広域・多様性及び犯行手段の悪質・巧妙化を強める犯罪のグローバル化・犯罪インフラに的確に対応するためには、収集・分析した情報について、県警察内の関係部門はもとより、関係都道府県警察間で共有し、全国警察が一体となった対策を講じることが必要である。

【推進方針】

各都道府県警察が保有する暴力団犯罪、薬物・銃器犯罪、来日外国人犯罪等に関する情報及び疑わしい取引に関する情報をデータベース化した組対システムを効果的に活用し、都道府県警察間における情報の共有を図るとともに、分析能力の向上を図る。

(4) 外国人集住地域総合対策の推進

ア 関係行政機関等との協調

外国人犯罪の背景として、就労、居住等の問題も指摘されている。こうした事項

を所掌する関係行政機関等に対し、外国人が多く集住する地域（以下「外国人集住地域」という。）に係る犯罪の状況等に関する情報を提供するなどした上で、各々の役割とその治安との関わりについて理解を求めるとともに、それぞれの実施する各種取組を効率化させるよう働き掛ける。

イ 実態把握の推進

外国人集住地域の状況は、外国人の雇用状況等の変動に伴って常に変化するものであり、短期間のうちに集住が進むこともあり得ることから、外国人集住地域の有無及びその状況について、確実な実態把握に努める。

【現状と課題】

外国人集住地域においては、言語や生活習慣の相違等により、その地域に住む外国人と日本人とのコミュニケーションが希薄になり、日常生活上のトラブルが発生しやすくなるとともに、外国人が地域の安全に関する情報を入手し難いという状況がみられる。

このような状況の下では、外国人が日本社会になじむことができず、犯罪や事故に巻き込まれるおそれがあるとともに、国際犯罪組織等が外国人集住コミュニティに浸透し、外国人が犯罪に巻き込まれるという事態も否定できない。

【推進方針】

外国人集住地域の実態を踏まえ、関係行政機関等と協調しつつ、防犯講習、交通安全講習等の各種警察活動を的確に行い、

- ・ 外国人集住地域への国際犯罪組織等の浸透の防止（外国人集住地域に居住する定住外国人に対する組織犯罪被害の防止を含む。）
- ・ 定住外国人に係る現在又は将来における犯罪誘因の除去

を図る。

ウ 多角的な実態把握活動の推進

【現状と課題】

地域警察官は、外国人集住地域において、外国人と日本人との相互理解を深めるため、刑事部国際捜査課等との連携の下、関係行政機関・団体と協調した活動を推進しているが、地域警察の特性を活かした多角的な実態把握活動を一層推進し、外国人集住地域（コミュニティ）が国際犯罪組織に悪用されることのないよう実態解明に努める必要がある。

【推進方針】

地域警察官は、巡回連絡、パトロールその他の街頭活動を強化し、外国人の居住、稼働状況その他の外国人集住地域（コミュニティ）の実態を多角的に把握している。

こうした活動を一層強化することにより、外国人集住地域（コミュニティ）が国際犯罪組織に悪用されることのないよう努めていく。

⑤ 犯罪インフラ事犯に対する取締りの強化

ア 犯罪インフラ事犯・犯罪インフラ利用事犯の取締りの強化

【現状と課題】

犯罪組織に打撃を与える最も効果的な方法は、その検挙であるが、その背後に

ある犯罪インフラを解体等しなければ同種の犯罪が繰り返されることから、関係部門が「犯罪インフラ対策こそ根源的な犯罪対策である。」との認識を共有し、犯罪インフラ事犯及び犯罪インフラ利用事犯の摘発を徹底する必要がある。

【推進方針】

全ての警察職員が、あらゆる警察活動の場面で犯罪インフラが存在する可能性を常に意識するとともに、表見的な犯罪インフラだけでなく潜在的なものにも目を向け、犯罪の根元に何があるのかを見極めながら、積極的な情報収集と実態解明に努めるよう指導教養を徹底する。

また、関係部門間の連携を強化し、警察の総合力を発揮した取締りを強化する。

⑥ 犯罪インフラを生まないための環境づくりの推進

ア 関係行政機関・事業者等との連携

【現状と課題】

社会全体に構築され得る犯罪インフラを壊滅・解体するためには、関係行政機関や事業者等が提供する各種サービスに関する不正防止の働き掛け、不審な事案があった場合の警察への連絡体制の確立、犯罪インフラの構築に関与する悪質な事業者に対する指導等、関係行政機関、事業者等との連携を強化し、各種サービスが犯罪インフラの構築に悪用されない環境を整備する必要がある。

【推進方針】

関係行政機関、事業者等と連絡会議を開催するなど、提供された各種サービスが犯罪インフラとして悪用されている場合における被害の拡大防止を図る。

イ 県民の協力を得るための活動の推進

【現状と課題】

犯罪インフラが犯罪に利用されている状況及びその実態について周知を図るため、積極的に情報提供するなど、社会全体に犯罪インフラを構築させないという機運を醸成するとともに、情報提供等県民からの協力を確保する必要がある。

【推進方針】

交番等の発行するミニ広報紙やインターネットのホームページを活用するなどして、積極的な広報啓発活動を推進するとともに、犯罪インフラに関する不審な事案を認知した場合の警察における通報受理窓口の整備・明確化を図る。

7 組織的に敢行される各種事犯への対策

(1) 広域犯罪捜査力の強化

【現状と課題】

通信手段や交通手段の発達等を背景に犯罪が広域化したことから、多くの犯罪捜査では、複数の都道府県にまたがって活動する必要が生じており、これに対し、業務の合理化を徹底しているほか、刑事部門と他の部門が連携した横断的なプロジェクトチームの設置、情勢に応じた機動捜査隊等警察本部執行隊の集中運用等を行い限られた組織・人員の効率的な運用に努めている。

【推進方針】

捜査を取り巻く環境が変化し、その内容が複雑化・高度化しており、こうした事象に的確に対応するためには、都道府県警察・各警察署が情報を共有した上、相互に連携して捜査を推進していく。

ア 積極的な合同・共同捜査の推進

【現状と課題】

複数の都道府県警察・警察署に関係する重要な犯罪で広域にわたる事件が発生した場合には、捜査指揮系統を一元化し、関係都道府県警察・警察署が一体となって捜査を行う合同捜査や捜査方針を決定し、その方針に基づいて捜査事項の分担及び調整を行う共同捜査を積極的に推進しているが、犯罪の発生する範囲の広がりや犯罪の罪種・手口によっては、既存の捜査体制では効果的な対応が困難な場合がある。

【推進方針】

限られた組織・人員の効率的な運用や業務の合理化に努め、組織及び捜査員の効率的な運用を図っていく。

イ 西東海広域捜査隊の効果的な活用

【現状と課題】

社会的・経済的に一体性のある特定地域において特定の犯罪が発生した場合又は特定犯罪の被疑者が現存する等の場合、必要な初動捜査により被疑者の発見検挙等を任務とする西東海広域捜査隊（中部管区警察局、愛知・岐阜・三重県警察）が編成されている。

愛知・岐阜県において発生した事案に越境して対応する場合には、カーロケータシステムの地理情報の充実が必要となっている。

【推進方針】

実践的な合同訓練に積極的に参加するとともに、カーロケータシステムの高度化を図るなど効果的な初動捜査の推進に努める。

ウ 広域的に敢行されるカード犯罪、通貨偽造犯罪等犯罪の検挙

【現状と課題】

各種カード及び通貨に対する公共の信用を保護することは、経済の秩序を維持する上で極めて重要であり、この種犯罪は国の経済的秩序を混乱させる重大な犯罪である。

広域的に敢行される通貨偽造犯罪の特徴としては、通貨が精巧に偽造されてい

ることから、真正通貨として流通したものが、銀行等において偽造通貨として判別されている。

発生時における迅速な立ち上がり、関係都道府県警察及び関係警察署との緊密な連携を図ることはもとより、国際犯罪組織や暴力団等の関与も視野に入れ、取締りの強化が求められている。

《過去6年間の偽造通貨発見状況》

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
偽造1万円券(枚)	34	600	11	3	3	0
偽造5千円券(枚)	12	0	2	3	1	3
偽造千円券(枚)	8	1	1	3	4	4
偽造500円硬貨(枚)	3	3	2	4	0	14

【推進方針】

カード犯罪に対応するため、金融機関や関係業界に対し、キャッシュカード等のICカード化によるセキュリティ・レベルの向上やATMシステム等に係る健全かつ適切な業務の運営を確保するための内部管理体制の整備及びキャッシュカード等の利用に伴う様々なリスクに係る顧客への説明態勢の整備を促進する。

また、関係業界等との連携を図って偽造通貨を行使しにくい環境の整備を進めるとともに、偽造通貨等の海外からの流入阻止を図る。

(2) 環境犯罪取締りの強化

地球温暖化問題など、県民の環境問題に対する関心が一段と高まりを見せる中、環境犯罪は依然として後を絶たない。この種犯罪は、自然環境を破壊するばかりでなく、県民の健康や日常生活の安全・安心に多大な脅威を与えていることから、取締りの強化が求められている。

なお、過去4年間の環境犯罪（廃棄物・公害関係事犯）の検挙状況は、次のとおりである。

- ・ 平成19年 ～ 101件
- ・ 平成20年 ～ 102件
- ・ 平成21年 ～ 85件
- ・ 平成22年 ～ 83件

ア 廃棄物関係事犯取締りの強化

【現状と課題】

廃棄物関係事犯は、一般廃棄物や産業廃棄物の不法投棄事犯のほか、行政の指導を無視した悪質な措置命令違反等の不適正処理事犯等を検挙しているが、これら投棄された大量の廃棄物は、莫大な公費を投入して撤去せざるを得ない、又は放置されたままといった例も多く、大きな社会問題となっている。

このため、関係機関・団体等と連携した早期の関連情報の把握と積極的な取締りを推進し、事犯の未然防止と拡大防止を図る必要がある。

《検挙事例》

平成23年1月、自己や同業者が行った家屋解体工事に伴い生じた瓦くず、木くず等合計約195トンを集集運搬した上、自己が採掘権を有する他人の鉱山に、不法投棄を行った家屋解体業者を廃棄物処理法違反（産業廃棄物の無許可集集運搬及び不法投棄）で検挙した。

【推進方針】

下記の事項に配意して、取締りを強化する。

- 広報啓発活動による事犯の予防
- 三重県環境森林部廃棄物監視・指導室等の関係機関・団体等との連携強化等による関連情報の早期把握
- 事犯の拡大を防止するための早期検挙（事件着手）
- 捜査体制を確立するための合同・共同捜査等の推進
- 首謀者の割り出しなど、事犯の真相解明に向けた捜査の推進
- 悪質な事犯（組織的・計画的な事犯、暴力団が関与する事犯、住民の健康を害する事犯、行政指導を無視して行われた事犯等）に重点を指向した取締りの推進
- 犯罪収益の剥奪（犯罪利用預金口座等の凍結依頼・課税通報）の推進

イ 公害関係事犯取締りの強化

【現状と課題】

利潤のみを追求する事業者による水質汚濁事犯等といった公害関係事犯は、一度発生すれば、自然環境を破壊するとともに、県民の日常生活や健康に害を及ぼしかねないため、関係機関・団体等と連携した積極的な取締りを推進し、事犯の未然防止と拡大防止を図る必要がある。

【推進方針】

下記の事項に配意して、取締りを強化する。

- 三重県環境森林部等の関係機関・団体等との連携強化等による関連情報の早期把握
- 捜査体制を確立するための合同・共同捜査等の推進
- 組織的犯行の解明等、事犯の真相を究明するための捜査の推進
- 悪質な事犯（組織的・計画的な事犯、行政指導を無視して行われた事犯等）に重点を指向した取締りの推進

ウ 住民ニーズの把握と各種団体との連携

【現状と課題】

廃棄物の不法投棄事犯等は、地域住民から情報が寄せられる機会が多い。

したがって、地域警察官は、地域住民からの情報を収集し、自治体等と連携して地域に密着した対策を推進する必要がある。

【推進方針】

地域住民から廃棄物の不法投棄事犯等に関する情報を得るため、巡回連絡、交番・駐在所連絡協議会、ミニ広報紙の発行等のあらゆる活動を推進し、環境犯罪取締りに資する情報収集に努めるとともに、自治体等関係機関と連携し、環境犯罪による被害の拡大防止と原状回復を促進していく。

エ 多角的な実態把握活動の推進

【現状と課題】

廃棄物の不法投棄事犯等の環境犯罪の中には、暴力団が関与する事犯や行政指導を無視した悪質な事犯も認められ、地域警察の特性を活かした地域の実態把握活動により、環境犯罪取締りに資する情報を収集し、地域の安全と平穏を確保する必要がある。

【推進方針】

巡回連絡、パトロールその他あらゆる活動を通じ、廃棄物の不法投棄事犯等の実態、被疑者の特定に結びつく情報等を多角的に把握し、捜査部門との情報共有を図る。

(3) 風俗・雇用関係事犯等取締りの強化

全国警察を挙げて、健全で魅力あふれる繁華街・歓楽街の再生に向け、違法風俗店や外国人の不法就労、人身売買事犯等の取締りを強化しているところである。

しかし、その一方で、違法風俗店は潜在化の傾向を強め、その収益が背後に潜む暴力団や外国人犯罪組織等の資金源になっていることもうかがわれるほか、廃業となった違法風俗店廃業跡に新たな違法風俗店が出現するなど、地域の風俗環境や少年の健全育成上の問題となっている。

このため、関係機関・団体等との連携を緊密にするとともに、組織の総合力を発揮した厳正な取締りを推進し、健全で魅力あふれる繁華街・歓楽街の再生を図る必要がある。

ア 違法風俗店等取締りの強化

【現状と課題】

最近における県下の風俗情勢は、禁止地域等におけるラブホテル営業、飲食店における無許可風俗営業や年少者雇用、飲食店における不法残留外国人等を雇用しての売春や不法就労助長、レンタルビデオ店やインターネットを利用したわいせつDVD等の販売等が後を絶たず、憂慮すべき状況にある。

こうした実態を踏まえ、関係機関・団体等と連携した厳正な取締りを推進する必要がある。

なお、違法風俗店等の過去4年間における検挙状況は、次のとおりである。

- ・ 平成19年 ～ 97件
- ・ 平成20年 ～ 72件
- ・ 平成21年 ～ 60件
- ・ 平成22年 ～ 56件

《検挙事例》

平成21年1月、風俗営業店（社交飲食店）内に個室を設け、女性従業員をして男性客に手淫などの役務を提供し、条例で禁止された地域内で店舗型性風俗特殊営業を営んでいた経営者等3名を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反（禁止地域営業）で検挙した。

【推進方針】

下記の事項に配慮して、取締りを強化する。

- 保健所等の関係機関・団体等との連携強化等による関連情報の早期把握
- 各種警察活動による違法風俗店等の実態解明の徹底
- 首謀者の割り出しなど、事犯の真相解明に向けた捜査の推進
- 捜査体制を確立するための合同・共同捜査等の推進
- 悪質な事犯（組織的・計画的な事犯、暴力団が関与する事犯、行政指導を無視して行われた事犯等）に重点を指向した取締りの推進
- 犯罪収益の剥奪（犯罪利用預金口座等の凍結依頼・課税通報）の推進

イ 売春関係事犯取締りの強化

【現状と課題】

売春関係事犯は、善良の風俗を乱す最たるものであり、被害女性の受ける人権侵害の度合いも高く、また、その背後には暴力団や来日外国人犯罪組織等が介在した人身売買事犯が潜在化していることも多いことから、関係機関・団体等と連携した厳正な取締りを推進する必要がある。

なお、売春関係事犯の過去4年間における検挙状況は、次のとおりである。

- ・ 平成19年 ～ 23件
- ・ 平成20年 ～ 8件
- ・ 平成21年 ～ 11件
- ・ 平成22年 ～ 37件

《検挙事例》

平成21年5月、飲食店（スナック）において、飲食客に対し、女性従業員との売春を周旋していた経営者ら4人を売春防止法違反（周旋）で検挙した。

【推進方針】

下記の事項に配意して、取締りを強化する。

- 女性相談所等の関係機関・団体等との連携強化等による関連情報の早期把握
- 各種警察活動による売春実態の徹底解明
- 首謀者の割り出しなど、事犯の真相解明に向けた捜査の推進
- 捜査体制を確立するための合同・共同捜査等の推進
- 悪質な事犯（組織的・計画的な事犯、暴力団が関与する事犯等）に重点を指向した取締りの推進
- 犯罪収益の剥奪（犯罪利用預金口座等の凍結依頼・課税通報）の推進

ウ 外国人労働者に係る雇用関係事犯取締りの強化

【現状と課題】

外国人労働者に係る雇用関係事犯は、現地と日本を結ぶ組織的な供給ブローカーにより人材が送り込まれ、その背後には暴力団や来日外国人犯罪組織等が介在した事犯が潜在化していることも多く、治安に悪影響を与えている。

特に、外国人女性に係る雇用関係事犯については、風俗関係事犯・売春関係事犯に関連していることが多く、人身取引の被害者の可能性もある。また、風俗環境を著しく害することとなり、関係機関・団体等と連携した厳正な取締りを推進する必要がある。

なお、外国人労働者に係る雇用関係事犯の過去4年間における検挙状況は、次のとおりである。

- ・ 平成19年 ～ 11件
- ・ 平成20年 ～ 14件
- ・ 平成21年 ～ 13件
- ・ 平成22年 ～ 14件

《検挙事例》

平成21年5月、飲食店（スナック）において、不法残留等している外国人女性10人をホステス兼売春婦として雇用していた経営者ら4人を出入国管理及び難民認定法違反（不法就労助長）で検挙した。

また、同外国人女性10人についても出入国管理及び難民認定法違反（不法残留、資格外活動）で検挙した。

【推進方針】

下記の事項に配意して、取締りを強化する。

- 広報啓発活動による事犯の未然防止と稼働実態の把握
- 入国管理局等の関係機関・団体等との連携強化等による関連情報の早期把握
- 事犯の拡大を防止するための早期検挙（事件着手）
- 各種警察活動による違法事業所等の実態解明の徹底
- ブローカーの割り出しなど、事犯の真相解明に向けた捜査の推進
- 捜査体制を確立するための合同・共同捜査等の推進
- 悪質な事犯（組織的・計画的な事犯、暴力団が関与する事犯等）に重点を指向した取締りの推進
- 犯罪収益の剥奪（犯罪利用預金口座等の凍結依頼・課税通報）の推進

エ 適正な風俗営業行政の推進（再掲）

風営適正化法に基づき、風俗営業等に対する必要な規制を行うとともに、風俗環境浄化協会等と連携し、風俗営業者の自主的な健全化を支援し、業務の適正化を図っている。

【現状と課題】

風俗営業等に関連し、風俗営業の許可の審査と行政処分を的確に行うとともに、立入検査等による指導監督等により、風俗営業等の業務の健全化を図っている。

風営適正化法施行令の一部改正（平成23年1月1日施行）に伴い、いわゆる出会い系喫茶営業が性風俗関連特殊営業として新たに規制対象とされたことから、性風俗関連特殊営業の業務に対する実態把握に努める。

なお、同施行令の一部改正に対応した条例改正が必要である。

《風俗営業の許可件数等》

- ・ 平成19年 風俗営業 1,485件、性風俗関連特殊営業 171件
- ・ 平成20年 風俗営業 1,458件、性風俗関連特殊営業 196件
- ・ 平成21年 風俗営業 1,430件、性風俗関連特殊営業 217件
- ・ 平成22年 風俗営業 1,393件、性風俗関連特殊営業 233件

【推進方針】

善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業者等に対する指導監督等を行い、業務の適正化を図っていく。

《風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する施行条例の一部を改正する条例の制定》

出会い系喫茶営業を店舗型性風俗特殊営業として規制することを内容とする、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成23年1月1日から施行された。

そのため、出会い系喫茶営業を県内全域で営業禁止とすることなどを内容とする、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を制定した。

オ 多角的な実態把握活動の推進

【現状と課題】

風俗関係事犯は、売春事犯のほか、年少者使用や組織的ブローカーが介在する外国人女性雇用など多種多様な形態で敢行されることから、昼夜を分かたず街頭で活動する地域警察の特性を活かし、地域の風俗店等の実態把握活動を推進し、悪質事犯の検挙に資するとともに、風俗営業の適正化を図る必要がある。

【推進方針】

各家庭、事業所に対する巡回連絡を通じ、違法風俗営業に関する情報を把握するほか、パトロール、現場臨場等あらゆる活動を通じ、風俗店の営業実態の多角的な把握に努めるとともに、生活安全部門との情報共有を図り、違法風俗営業に対する行政指導及び検挙に資する活動を推進する。

(4) 知能犯捜査力の強化

ア 構造的不正の追及の強化

【現状と課題】

社会・経済に対する信頼を根底から覆す贈収賄事件、公職選挙法違反事件等の政治・行政をめぐる不正や、企業幹部らによる組織的詐欺事件等の不正が全国的に相次いで表面化しており、このような構造的な不正の追及を強化していく必要がある。

《検挙事例》

平成22年7月11日施行の第22回参議院議員通常選挙に際し、同年7月、三重県四日市市内に設置された掲示板に掲示された選挙運動用ポスター及び党の選挙運動用ポスターにマジックで記入し、選挙に関し文書図画を毀棄して選挙の自由を妨害した被疑者1人を公職選挙法違反により、平成22年7月検挙した。

【推進事項】

警察では、潜在している不正の実態を解明するとともに、その実態に応じて様々な刑罰法令を適用するなどして、犯罪の取締りを推進していく。

イ 構造的知能暴力事件に対する総合的な取組の推進

【現状と課題】

政治、行政、経済等社会の諸分野において、金力、権力、知力、暴力という種々の力を組み合わせて用いることにより、構造的な利権を創出して、違法・不当に利益を享受している者の存在は、社会の公正を害し、県民の不公平感を増大させている大きな問題となっている。

【推進事項】

これら構造的知能暴力事件への取組を更に強力に推進するために、知能犯捜査部門と組織犯罪対策部門とが積極的に連携し、この種事件検挙に向けた取組を強化していく。